

平成29年度農地中間管理事業実施方針

(公財)えひめ農林漁業振興機構

本県では、急峻な傾斜地にある樹園地に加え、谷合に点在する水田など耕作条件の不利な農地が少なくない。さらに、農業従事者の高齢化や減少が急速に進んでいるため、担い手が急速に減少してきている。このため、将来に残すべき優良農地を明確にし、それを託せる担い手を確保・育成することが喫緊の課題となっている。

このため、農地中間管理事業を進めるに当たっては、以上の課題を踏まえ、関係機関・団体が一体となって次の重点推進事項に取り組むこととする。

1 担い手が希望する農地の掘起しとマッチングの促進

農地中間管理事業の目的の一つは、担い手が希望する農地の集積を支援することにある。

このため市町では、借受希望の公募に応じた担い手から詳細な希望内容を聞き取り、条件に見合う貸付農地とのマッチングに努める。貸付農地の把握には、農業委員会や農協、土地改良区などの協力が必要なので、これらの組織は積極的に市町を支援し、マッチングを促進する。

2 集落営農組織の法人化と集落営農法人への農地集積の加速

本県のような中山間地域では、水田農業の担い手が決定的に不足している。農地の集積と担い手の確保は車の両輪であり、地域の優良農地を集積利用するには、核となる集落営農法人を育成して経営を強化することが不可欠である。

このため、作業受託を行っている集落営農組織は法人化を促すとともに、集落営農法人には経営の安定を支援し、優良農地を集積して生産基盤を守る。

3 農地利用調整組織の設置推進

人・農地プランでは、地域の話し合いを通じて、農地を集積する中心経営体を明らかにしている。その場合、集落営農組織が無い地域もあるが、こういった地域では、農地を集積する担い手にとって効率的な利用につながるよう、担い手内で協議・調整することが重要である。

このため、プランの対象地域内の一部地域であっても、可能などころには、担い手等によって構成される農地利用調整組織の設置を強く働きかける。

4 新規就農者への農地確保

新規就農者は、地域になじみが薄いうえ経営の実績がないため、農地を確保するのは容易ではない。とくに果樹においては、立地条件が良く優良品種が植わった園地が望まれるが、このような園地の貸し手はまず見つからない。

このため、就農希望者の研修を行っている農協等と連携を図り、就農当初から収益を確保できる園地の確保に努めるとともに、必要に応じて園地の整備等を行い、新規就農者の円滑な営農定着を支援する。

5 農地基盤整備事業との連動

本県では、水田の多くが小規模で分散しており、農地集積によるスケールメリットが期待しにくい。そのため、担い手が地域の農地を効率的に利用するには、基盤整備により水田を大区画化するなど、農作業の省力化、軽労働化を図る取組みが極めて重要になる。

このため、国営・県営の基盤整備事業を推進するとともに、実施地域では担い手への円滑な農地集積が図られるよう、事業の実施に併せて農地中間管理事業を積極的に推進する。